

被災者支援対策一覧

市では、地震や台風等の災害発生に伴う、住宅の一部損壊など生活に影響を及ぼす被害に対し、平時から各種の支援対策を講じています（特別支援対策は災害ごとに判断・実施）。各制度の詳細は、本庁舎または各総合支所の担当課へご相談ください。

■ 問い合わせ先 ※下記記載の各地域の担当課へお問い合わせください。

本庁舎 0480-62-1111（代表）

騎西総合支所 0480-73-1111（代表）

北川辺総合支所 0280-62-2111（代表）

大和根総合支所 0480-72-1111（代表）

1 り災（被災）証明書の発行

り災（被災）証明書の発行（危機管理防災課（内線 256・257）・各総合支所地域振興課）

【内容】市の支援策や保険請求など一部の手続きに必要となるり災（被災）証明書を発行

【対象】市民、市内の事業者など

2 既存の支援対策

ブルーシートの配布（危機管理防災課（内線 256・257）・各総合支所地域振興課）

【内容】ブルーシートの配布

災害ごみの無料受け入れ（資源リサイクル課（内線 266）・各総合支所地域振興課）

◎クリーンセンターへの直接搬入手数料の減免

【内容】鉄くず、トタン屋根、アルミサッシ、柱など通常クリーンセンターで受け入れているごみの直接搬入手数料（130円/10kg）の減免

（但し、瓦、ブロック、農業用ビニールハウス等は受け入れできません。）

※ 事前に受け入れの可否及び搬入方法についてお問い合わせください。

【対象】市民

税・料金の減免

○市民税・固定資産税・都市計画税の減免（税務課（内線 125）・各総合支所市民税務担当）

【内容】災害時の被害状況に応じ、著しく価値を減じた場合の家屋（半壊以上）に対する減免

【対象】市内の家屋

○軽自動車税の減免（税務課（内線 121）・各総合支所市民税務担当）

【内容】災害時の被害状況に応じ、軽自動車等を滅失又は棄損し、修繕又は新たに取得した場合の軽自動車税の減免

【対象】市民

○国保税の減免（国保年金課（内線 151）・各総合支所市民税務担当）

【内容】市民税に準じた国民健康保険税の軽減又は免除

【対象】市民

○後期高齢者医療保険料の減免（国保年金課（内線 153）・各総合支所市民税務担当）

【内容】住宅が半壊以上又は収入減少により生活が困窮した者に対する保険料の減額又は免除

【対象】市民（半壊以上の家屋）

○介護保険料の減免（高齢介護課（内線 105）・各総合支所福祉健康担当）

【内容】住宅が半壊以上した方に対する保険料の減額又は免除

【対象】第1号被保険者（65歳以上）

○保育所、保育料の減免（こども保育課（内線 163））

【内容】家屋・家財に著しい損害が生じた場合に保育料を減額又は免除

【対象】市民

○学童保育料の減免（こども保育課（内線 161））

【内容】家屋・家財に著しい損害が生じた場合の保育料の減額又は免除

【対象】市民

その他の支援

◎災害見舞金、または弔慰金の支給（地域福祉課(内線 146)・各総合支所福祉健康担当・日本赤十字社加須市地区（社会福祉協議会）(0480-62-6451)）

【内容】住居の一部損壊などへの災害見舞金、または被災者の負傷などに対し弔慰金の支給

【対象】災害により被害を受けた市民又は遺族

◎個人住宅修繕工事費の助成（産業振興課(内線 251・252)・各総合支所地域振興課）

【内容】被災日に居住していた自己所有の個人住宅が被害を受け、被災部分を市内業者により税抜 20 万円以上の修繕工事を行う場合の経費の助成

【対象】市民

○事業資金の融資あっ旋（産業振興課(内線 251・252)・各総合支所地域振興課）

【内容】市内の中小企業者の経営安定を図ることを目的とした融資あっ旋並びに信用保証料及び利子補給

【対象】市内の事業者など

○各種相談（市民相談室(内線 117)・各総合支所地域振興課）

【内容】弁護士相談（要予約）、合同相談（不動産、税務、人権、相続、登記、こころの相談など専門家による個別相談）、市民相談、消費生活相談の利用

【対象】市民

※◎の手続きは、り災（被災）証明書が必要となります。

3 特別支援対策（災害ごとに判断して実施する対策）

農業被害への支援（農業振興課(内線 211・212)・各総合支所農政建設課）

災害の発生状況に応じ、各種の農業被害への支援策を実施します。

※ 災害が発生したときには、市からの情報をご確認ください。

災害ごみの無料受入（資源リサイクル課(内線 266)）

災害の発生状況に応じ、無料で受入れる処理困難物のごみの種類が拡充されます。

※ 7月11日の被害では、瓦、ブロック、農業用ビニールハウス等も受け入れます。
（り災（被災）証明書が必要です）

税・料金の減免

災害の発生状況に応じ、特例的な税・料金の減免支援策を実施する場合があります。

※ 災害が発生したときには、市からの情報をご確認ください。